

## 「平成27年度山口県食品衛生監視指導計画(案)」に対し、提出された意見とそれに対する県の考え方について

- (1) 意見募集期間 平成27年2月23日(月)～平成27年3月23日(月)  
 (2) 意見の件数 3人 17件  
 (3) 意見の内容と県の考え方

意見の内容	意見に対する県の考え方
<b>第2 監視指導に関する基本的事項</b>	
1	<p>最近、全国的に食品への異物混入事件が起こり、食の安心安全が脅かされている。このようなことが起こらないよう、県として具体的な対策を検討してほしい。</p> <p>このたび、県の「食品衛生法の規定に基づく公衆衛生上必要な基準を定める条例」に定める管理運営基準を改正し、食品等事業者に対して、食品への異物混入や食中毒発生の防止に有効なHACCPによる衛生管理の普及を促進することとしています。</p> <p>具体的には、専門家によるHACCP支援チームによる手法導入に関する助言等を予定しており、事業者の食品衛生レベルの向上を図ることで、食品に起因する事故の発生を防止することとしています。</p>
<b>第4 監視指導の実施</b>	
2	<p>監視期間が1年間となっているが、期間終了以降はどのような対応になるのか。</p> <p>当計画は、食品衛生に関する事象を反映し、効果的な監視を行うため毎年度策定しており、計画期間終了後は次年度計画を策定し継続して対応します。</p>
3	<p>「一斉指導」として期間指定を行い、一斉点検・一斉指導を予定されているが、問題発生時期が限定されるものを除き、「期間指定」の他に「抜き打ち」の点検・指導の実施を希望する。</p> <p>一斉指導の期間中も含め、営業施設への立入検査については、原則として事前に連絡をせずに実施しています。</p>
4	<p>食中毒等予防手段としての衛生管理徹底は、事業者が多いことから困難であると思うが、指導のやりすぎはないと思う。予防対策としての指導について結果が現れ、ノロウイルスによる食中毒が少しでも減少するよう期待している。</p> <p>食中毒予防対策の強化については、当計画の重点監視事項の一つとして定めています。</p> <p>特に冬季に多発するノロウイルスによる食中毒は、10月、11月を予防強化期間と定め、食品等事業者に対して集中的に監視指導を行うとともに、県民に対しても予防方法を啓発し、食中毒予防対策に努めることとしています。</p>

<b>第 5 食品等の収去検査等</b>		
5	アレルギー物質については、特定原材料を対象とした内容となっているが「特定原材料に準ずるもの（奨励品目）」や「海外で規制のあるもの。食物アレルギーの症例があるもの」についてどのように対応するのか。	<p>現在、健康被害に直接影響する可能性の高い特定原材料のうち、小麦、卵、乳、そば、落花生、えび及びびかについて検査を行っています。</p> <p>今後、関係法令等を踏まえ、必要に応じ、検査対象の拡大について検討することとします。</p>
6	検査内容について、「等」の記載がありますが、内容については極力明記いただくようお願いする。	御意見として賜り、可能な限り記載することとします。
<b>第 10 関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施</b>		
7	リスクコミュニケーション、サイエンスカフェなど耳慣れない言葉があるが、どのような場所でどういう形で実施されているのか教えてほしい。	<p>リスクコミュニケーションとは、食の安心・安全の確保の場合は、消費者、生産者、流通、小売りなどの事業者、行政機関などが、それぞれの立場から情報や意見を交換することで理解を深めることです。</p> <p>サイエンスカフェは、その手法の一つで、平成26年度はやまぐち食の安心・安全推進協議会と連携して、県内7市1町において13回開催しました。</p>
8	平成27年4月に施行される「食品表示法」について、一般県民にわかりやすい形で周知いただくよう希望する。	食品等事業者や県民を対象とした説明会の開催やホームページ、情報誌、メールマガジンなど各種媒体を活用して周知、啓発していくこととしています。
<b>第 11 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上</b>		
9	人材の育成及び資質の向上に触れているが、基本は「県民・消費者」の「意見」「相談等」にあると思う。県民・消費者への広報と意見相談を言いやすい環境の整備を関係機関（市町他）と協力して実施してほしい。	御意見として賜り、関係機関との協力について検討することとします。

その他		
1 0	対象となる品目・施設等は、担当部署・専門家・関係者等の協議により、抜け等はないと思いますが、人命に関わることでもあるので慎重に確認決定をお願いします。	内容については、関係者等の意見や関係法令を踏まえ、適宜見直しを行い、決定しています。
1 1	各所に「等」の記載があるが、一般的な使用以外は極力内容記載に努めていただきたい。	御意見として賜り、可能な限り記載することとします。
1 2	巻末に「用語解説」があるが、本文中語句にナンバーをふり、詳細が巻末で確認出来ることを明記すればよりわかりやすい。語句説明についても、よりわかりやすい内容にしてほしい。	御意見として賜り、用語解説については、引き続き、わかりやすい記載に努めます。
1 3	全体で20数ページの資料ですが、意見記載をするためには関係法令を確認すべき場合もあり、1ヶ月の期間設定は短いため、期間の延長又は再実施を求める。	山口県パブリック・コメント制度実施要綱に基づき実施しました。 また、パブリック・コメントの実施については、新聞広告、食の安心・安全メールや各保健所等の関係機関等における閲覧などにより、広報に努めて参りました。
1 4	今回の意見募集の広報が、実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を検証する為にも具体的に提示をお願いします。	御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。
1 5	県政内容の告知広報については、関係機関（市町行政）の他企業への協力依頼も実施すべきである。	
1 6	当件内容は、専門性が高く、県民からの意見募集のほかに、専門家からの意見聞き取り等の実施をお願いします。	食品関連事業者団体にパブリック・コメントの実施について通知し、意見を募集しました。
1 7	後々の年度確認を円滑に行うため、元号西暦併記について検討をお願いします。	御意見として賜り、今後検討させていただきます。